



議案第百十七号

三朝東地区多目的研修会施設新築工事請負契約の締結についての  
議決の一部変更について

次のとおり三朝東地区多目的研修会施設新築工事請負契約の締結についての議決（昭和五十五年七月二十九日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年十二月二十五日

三朝町長 松村喬成

昭和五十五年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

五 工事完成期限内「昭和五十五年十二月二十日」を「昭和五十六年一月十六日」に改める。